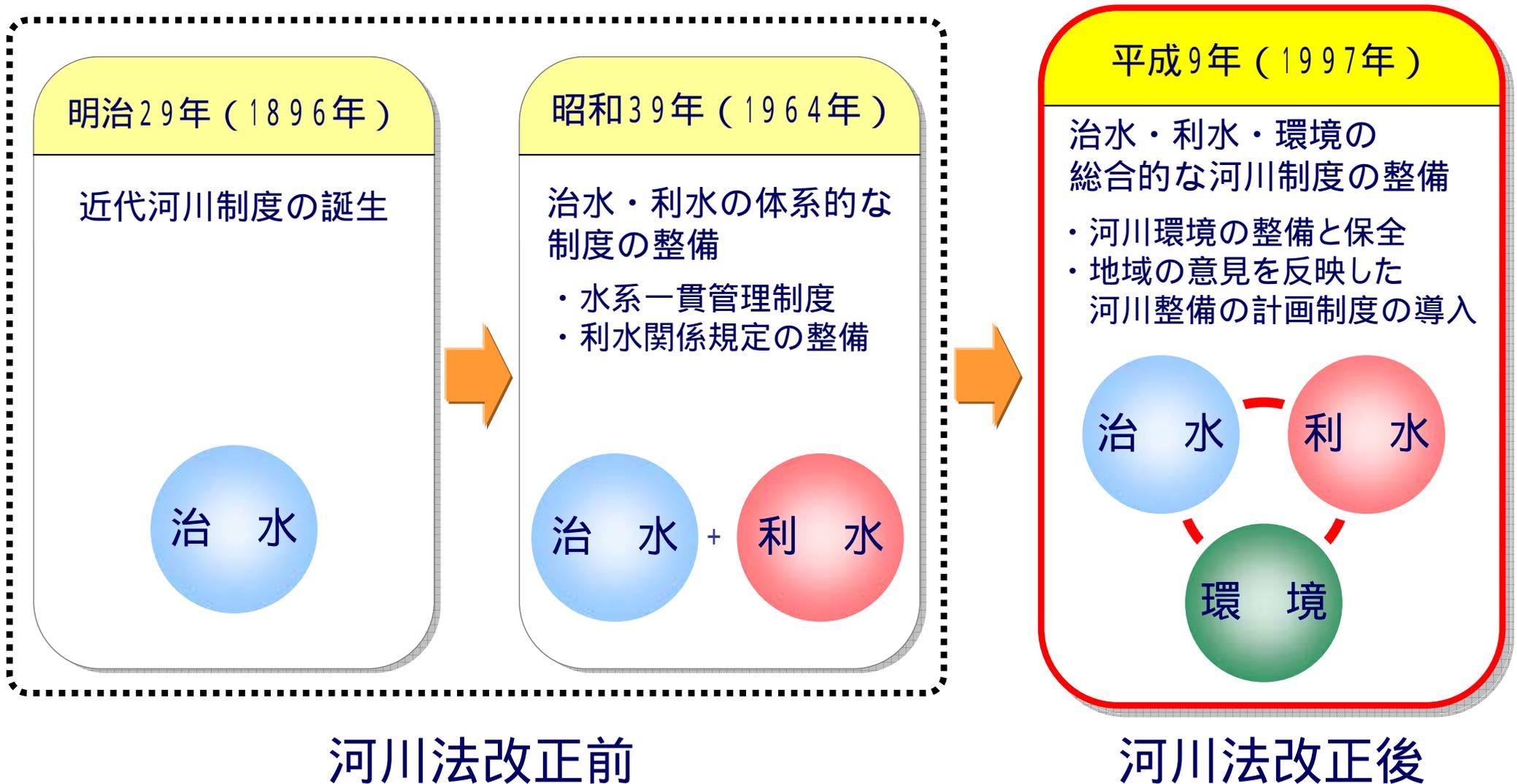


資料 1

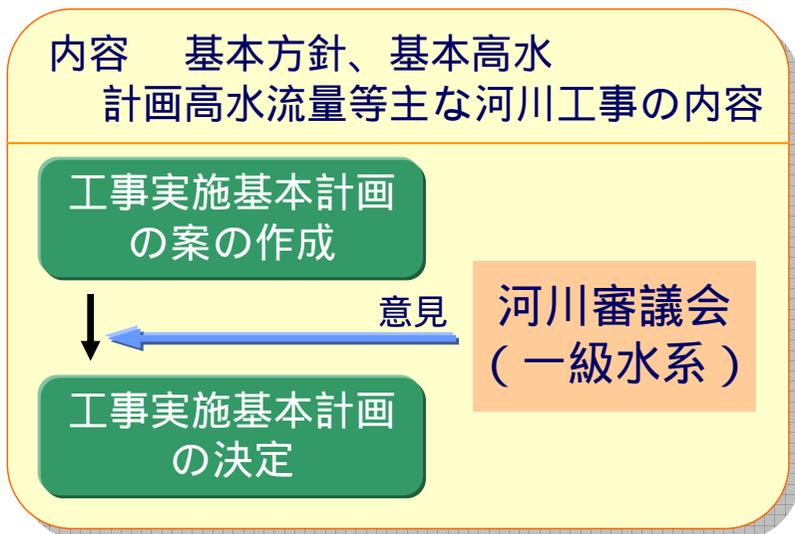
十勝川水系河川整備計画策定の流れ



新旧計画制度の比較

旧制度

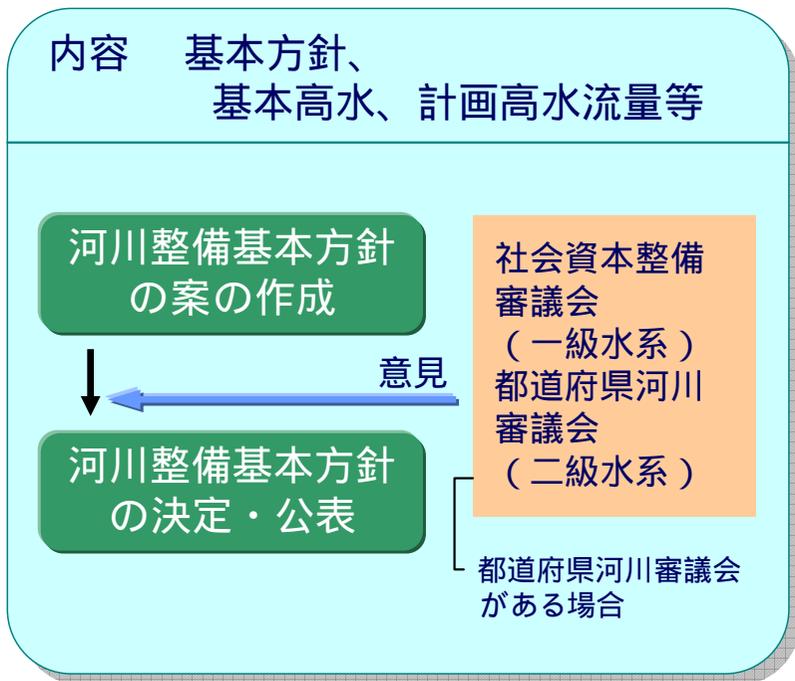
工事实施基本計画



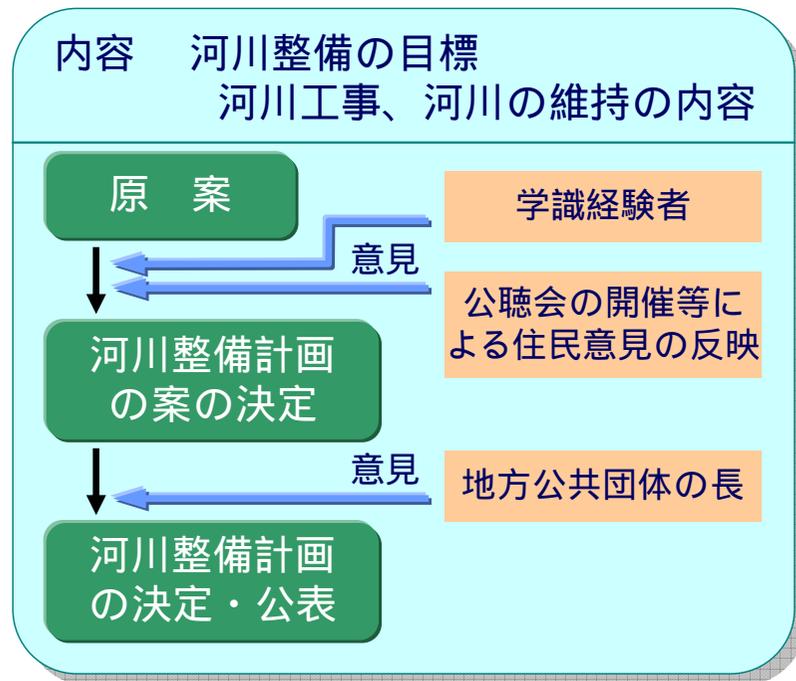
河川工事

新制度

河川整備基本方針



河川整備計画



河川工事、
河川の維持

（河川整備基本方針に定める事項：河川法施行令）

第十条の二 河川整備基本方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
- 二 河川の整備の基本となるべき事項
 - イ 基本高水（洪水防御に関する計画の基本となる洪水をいう。）
並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分に関する事項
 - ロ 主要な地点における計画高水流量に関する事項
 - ハ 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項
 - ニ 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

（河川整備計画に定める事項：河川法施行令）

第十条の三 河川整備計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 河川整備計画の目標に関する事項
- 二 河川整備の実施に関する事項
 - イ 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により
設置される河川管理施設の機能の概要
 - ロ 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川法 第十六条の二より抜粋

3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。

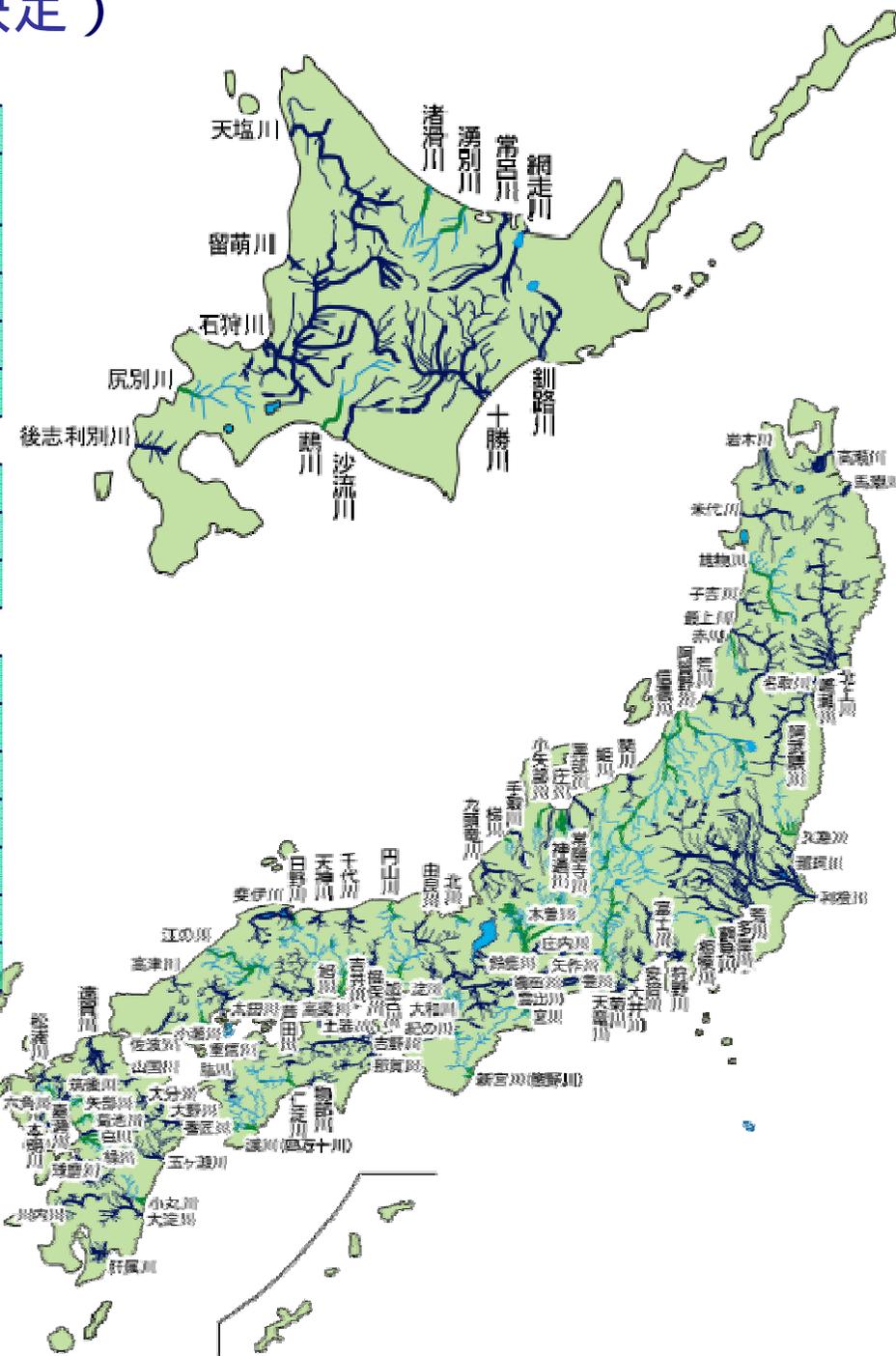
4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かななければならない。

河川整備基本方針決定河川（決定済 / 未決定）

番号	水系名 (策定日)	番号	水系名 (策定日)	番号	水系名 (策定日)	番号	水系名 (策定日)	番号	水系名 (策定日)	番号	水系名 (策定日)
1	天塩川水系 (H15.2.4)	2	清滑川水系	3	湧別川水系	4	常呂川水系 (H19.3.30)	5	網走川水系 (H18.4.24)	6	留萌川水系 (H11.12.1)
7	石狩川水系 (H16.6.14)	8	尻別川水系	9	鶴川水系 (H19.11.22)	10	後志利別川水系 (H18.2.14)	11	沙流川水系 (H11.12.1) (H17.11.18変更)	12	釧路川水系 (H18.9.1)
13	十勝川水系 (H19.3.30)	14	岩木川水系 (H17.5.20)	15	高瀬川水系 (H16.10.29)	16	馬淵川水系 (H19.7.2)	17	北上川水系 (H18.11.1)	18	鳴瀬川水系 (H18.2.14)
19	名取川水系 (H19.3.30)	20	阿武隈川水系 (H16.1.26)	21	米代川水系 (H14.4.4)	22	雄物川水系	23	子吉川水系 (H16.10.29)	24	最上川水系 (H11.12.1)
25	赤川水系	26	久慈川水系	27	那珂川水系 (H18.4.24)	28	利根川水系 (H18.2.14)	29	荒川水系 (H19.3.30)	30	多摩川水系 (H12.12.19)
31	鶴見川水系 (H17.5.20)	32	相模川水系 (H19.11.22)	33	荒川水系 (H14.4.4)	34	阿賀野川水系 (H19.11.22)	35	信濃川水系	36	関川水系 (H19.3.30)
37	姫川水系	38	黒部川水系 (H18.9.1)	39	常願寺川水系 (H17.11.18)	40	神通川水系	41	庄川水系 (H19.7.2)	42	小矢部川水系
43	手取川水系 (H15.10.2)	44	梯川水系	45	狩野川水系 (H12.12.19)	46	富士川水系 (H15.2.4)	47	安倍川水系 (H16.6.14)	48	大井川水系 (H18.11.1)
49	菊川水系 (H18.2.14)	50	天竜川水系	51	豊川水系 (H11.12.1)	52	矢作川水系 (H18.4.24)	53	庄内川水系 (H17.11.18)	54	木曾川水系 (H19.11.22)
55	鈴鹿川水系	56	雲出川水系 (H18.9.1)	57	榑田川水系 (H15.10.2)	58	宮川水系 (H19.11.22)	59	由良川水系 (H11.12.1)	60	淀川水系 (H19.8.16)
61	大和川水系	62	円山川水系	63	加古川水系	64	揖保川水系 (H19.3.30)	65	紀の川水系 (H17.11.18)	66	新宮川水系
67	九頭竜川水系 (H18.2.14)	68	北川水系	69	千代川水系 (H18.4.24)	70	天神川水系 (H18.4.24)	71	日野川水系	72	斐伊川水系 (H14.4.4)
73	江の川水系 (H19.11.22)	74	高津川水系 (H18.2.14)	75	吉井川水系	76	旭川水系	77	高粱川水系 (H19.8.16)	78	芦田川水系 (H16.6.14)
79	太田川水系 (H19.3.30)	80	小瀬川水系	81	佐波川水系 (H18.11.1)	82	吉野川水系 (H17.11.18)	83	那賀川水系 (H18.4.24)	84	土器川水系 (H19.8.16)
85	重信川水系 (H18.4.24)	86	脈川水系 (H15.10.2)	87	物部川水系 (H19.3.30)	88	仁淀川水系	89	渡川水系	90	遠賀川水系 (H16.6.14)
91	山国川水系 (H18.9.1)	92	筑後川水系 (H15.10.2)	93	矢部川水系 (H19.11.22)	94	松浦川水系 (H18.4.24)	95	六角川水系	96	嘉瀬川水系 (H18.11.1)
97	本明川水系 (H12.12.19)	98	菊池川水系	99	白川水系 (H12.12.19)	100	緑川水系	101	球磨川水系 (H19.5.11)	102	大分川水系 (H18.2.14)
103	大野川水系 (H11.12.1)	104	番匠川水系 (H16.1.26)	105	五ヶ瀬川水系 (H16.1.26)	106	小丸川水系	107	大淀川水系 (H15.2.4)	108	川内川水系 (H19.8.16)
109	肝属川水系 (H19.3.30)										

109水系のうち81水系の河川整備基本方針が決定している。



河川整備計画策定河川

留萌川	夕張川・千歳川・幾春別川・豊平川・空知川・雨竜川・石狩川上流・石狩川下流	後志利別川	沙流川	岩木川	高瀬川
鳴瀬川	阿武隈川	米代川	子吉川	最上川	多摩川
鶴見川	荒川	手取川	狩野川	富士川	豊川
櫛田川	由良川	九頭竜川	千代川	那賀川	肱川
中筋川	遠賀川	筑後川	嘉瀬川	本明川	白川
大分川	大野川	番匠川	大淀川		



(国土交通省河川局HP：平成20年1月現在)

河川整備基本方針

社会資本整備審議会
(H19.1.31、河川分科会)

河川整備基本方針の検討

H19.3決定

河川整備基本方針の決定

河川整備計画

河川整備計画の検討

十勝川流域懇談会

提言
(H15.3)

河川整備計画（原案）

関係住民の意見

ホームページ等による意見募集

公聴会等の開催

意見

意見

学識経験者等の意見

十勝川流域委員会

河川整備計画（案）

北海道知事等

意見

河川整備計画 策定

